

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) カインズ静岡清水店
- (2) 届出日 平成 27 年 11 月 18 日
- (3) 届出内容 法第 5 条第 1 項 (店舗面積 4,999 m²)

2 審査の結果

市意見なし

なお、附帯事項として以下の内容を添える。

- (1) 隔地駐車場において、歩行者等と来退店車両の交錯を防ぐため、来客が少ないと見込まれる周辺小中学校の通学時間及び夜間においては、当該駐車場の閉鎖をする等の運用を行うこと。
- (2) 特定箇所における経路誘導及び注意喚起に係る看板や道路標示については、以下の事項に留意して適切に設けること。
 - ア 出入口②③④⑤における来客者の安全確保のため、北側駐車場と店舗敷地を往来する来客者に対する直近の横断歩道の利用促進
 - イ 出入口②③④⑤において、店舗北側既存道路へ退店車両の進入を防ぐため、当該道路が生活道路である旨の周知
 - ウ 出入口①において、来店車両と歩行者の交錯を避けるため、来店車両に対する歩行者注意の喚起
 - エ 出入口①において、スムーズな入出庫及び来退店車両同士の交錯を防ぐため、来店車両に対する建物屋上駐車場への明確な誘導
 - オ 店舗前交差点近辺の店舗敷地内において、来店車両と歩行者の交錯を防ぐため、当該交差点を右折する来店車両にする歩行者注意の喚起
- (3) 周辺住民・関係機関等から苦情や指摘があった場合は、市に対してすみやかに報告を行うとともに、必要に応じ対策を講じること。

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

なお、以下のとおり、住民等から提出された意見に対して審査を行った。

○【提出された意見原文】

「計画案の北側駐車場と南側駐車場の往来について側溝に橋を架ける計画ですが、北側の駐車場も幹線道路に出入口を設けて建物側との往来はやめて欲しい。」

○【意見概要】

本意見において、意見者は、店舗北側道路の市道 5294 線（長崎補 3 号線）（以下、「北側道路」という。）を経路とすることについて、以下の項目について懸念されるとして、北側道路を経路とせず、北側駐車場の東側に出入口を設ける対策を求めている。

- ①北側道路の利便性の低下
- ②北側道路の通学路としての安全確保
- ③店舗西側への来退店車両の流入
- ④北側河川に橋を架けることによる浸水害のおそれ

○【市の審査】

| 懸念事項 | 市の考え方 |
|--------------|---|
| ①北側道路の利便性の低下 | <p>経路については、交通管理者との協議の上設定されており、店舗北側への来退店を誘導する上で、北側道路を経路とすることについてはやむを得ないものと考えられる。</p> <p>一方、北側道路を利用する想定台数は、ピーク 1 時間当たり、来店車両が 96 台、退店車両が 281 台であり、駐車場の各出入口及び直近交差点において、十分処理可能な台数となっている。</p> <p>また、対策としては、届出書により、オープン時や繁忙時などの混雑時において、交通整理員を配置し、スムーズに入出庫誘導を行う旨が示されている。</p> <p>加えて、設置者からの任意の報告により、退店車両が北側道路を渋滞させる恐れがある場合には、出入口②③からの出庫を避け、出入口①から出庫させるよう誘導し、北側道路への負荷を減らすよう対応する旨が示されている。</p> <p>なお、意見者の求める北側駐車場の東側への出入口の設置については、交差点に近接しすぎて構造上不可能であることから、合理的な対策とは言えない。</p> <p>以上のことから、周辺環境への影響度合いを勘案して総合的に判断した結果、合理的な範囲で必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>②北側道路の通学路としての安全確保</p> | <p>届出書により、北側道路の歩行者に対する安全確保対策として、北側駐車場をセットバックし、敷地内歩道を設けること、駐車場出入口における視界確保を行うこと、路面表示により一時停止を徹底することが示されている。</p> <p>以上のことから、合理的な範囲で必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。</p> |
| <p>③店舗西側への来退店車両の流入</p> | <p>届出書により、設定した経路については、来退店帰路案内図を折込広告に掲載すること及び店内における掲示を行うことにより周知することが示されている。</p> <p>また、敷地内における路面表示及び周知看板により、出庫車両に対する周知を行うとともに、繁忙時等には交通整理員を配置し、誘導を行うこととしている。</p> <p>以上のことから、合理的な範囲で必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。</p> |
| <p>④北側河川に橋を架けることによる浸水害のおそれ</p> | <p>法の指針の範囲外であるため、市の意見対象とはならない。</p> <p>なお、河川に橋を架けることに関しては、「静岡市法定外公共物管理条例」に基づく申請を行い、市の許可を受けている状況を確認済み。</p> |